

# 令和6年度 第4回議会改革推進会議次第

日時：令和6年12月13日 午前11時～  
場所：議事堂第3委員会室

## 1 開 会

## 2 協議事項

- (1) 危機管理対応マニュアルの改正最終案及び運用について
- (2) 富山県議会会議規則の一部改正について
- (3) 富山県議会傍聴規則の一部改正について

## 3 報告事項

I T活用検討委員会の取組について

## 4 その他

## 5 閉 会

### <資料>

- ・資料1-1 富山県議会危機管理対応マニュアル
- ・資料1-2 危機管理対応に係る連絡複線化の運用について
- ・資料2 会議規則の一部改正（欠席事由の例示追加等）について
- ・資料3 改正標準傍聴規則への対応方針案について
- ・資料4 オンライン委員会の検証実施について（結果報告）

## 富山県議会危機管理対応マニュアル

### 1. 目的

本県において大規模災害、緊急事態等が発生した際に、「富山県議会基本条例」等に基づき、富山県議会（以下「議会」という。）として速やかに初動体制を確立し、迅速に対応できるよう基本的事項を定め、議会活動の円滑な実施を図るもの。

#### <マニュアルのポイント>

1. 大規模災害、事故、事件等発生時における、議会及び議員の役割、対応を明確化
2. 安否報告等の訓練等を実施し、実情に即して見直しを実施

#### <参考①>富山県議会基本条例（H30.4.1 施行）

（緊急事態等への対応）

第6条 議会は、災害、緊急事態等の発生に際し、迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動を行うほか、議会の役割を踏まえた必要な対応を行う。

#### <参考②>危機の定義：「富山県危機管理基本指針」より

1. 県民の生命、身体、財産に重大な被害又は損失を生じ、又は生じるおそれのある災害・事故・事件等
2. 県政の円滑な運営に重大な支障を生じる事故・事件等
3. その他社会的影響が大きく、迅速な対応が求められる事案

## 2. 富山県議会の対応

### (1) 執行部への協力・支援

議会は、徹底した人命救助を最優先として、危機管理連絡会議、危機管理対策本部、災害対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）が災害等対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援を行うものとする。

### (2) 窓口の一本化

議会は、災害等情報の収集・提供・共有、災害対策本部等に対する要望・要請等は、議会事務局総務課に窓口を設けて行うものとする。

また、議会は、必要に応じ、議会事務局職員を災害対策本部等に参加させるなど、災害等情報の的確な把握に努める。

### (3) 国・関係機関等への要望・要請

議会は、市町村の状況や要望事項の把握に努めるとともに、国や関係機関等に対し要望・提案活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を有効に発揮する。

### (4) 対応の一元化（各会派代表者会議での協議・調整）

- ・ 議長は、県災害対策本部等が設置された場合など、一元的な情報収集や要望・要請活動等の協議・調整を行うため、必要に応じ各会派代表者会議を招集する。
- ・ 議長は、被災地選出の議員など、必要な者の出席を求めることができる。
- ・ 各会派代表者会議においては、次の事項等について協議・調整を行う。
  - ① 被害状況等の把握及び各議員への提供
  - ② 議員が収集した情報の集約及び災害対策本部等への提供
  - ③ 本会議、委員会、全員協議会等の開催及び協議事項の調整
  - ④ 知事、国及び関係機関等への要望・要請活動の検討及び調整
  - ⑤ その他議長が必要と認める事項

#### <議会の対応のポイント>

1. 議会は、執行部が災害等対応に専念できるよう協力、支援を行うこととし、要望、要請等は、議会事務局総務課を窓口として行う。
2. 各議員等が把握した被害の状況や市町村等の要望を踏まえ、議会として要望・提案活動を行う。
3. 必要に応じ、各会派代表者会議で協議・調整のうえ、一元的な対応を行う。

### 3. 議員の対応

#### (1) 安否情報等の連絡

各議員は、連絡体制を常時確保するとともに、災害、緊急事態等の際には、「議員安否確認メール」(メーリングリスト)で速やかに議会事務局総務課へ安否等情報を連絡する。この他、状況に応じて SNS・電話等を活用して連絡漏れがないようにする。(インターネットが使用できない場合等は、FAX の使用も可【参考様式:別紙1】。)

なお、停電による通信障害が生じた場合などは、最寄りの県機関に参集する。

#### <連絡事項>

①議員名、②安否の状況、③現在の居場所、④連絡先、⑤議事堂への登庁の可否等

#### (2) 地域での情報収集・提供

各議員は、自身の安全確保を図るとともに、それぞれの地域において、率先して自治体等が行う被災地支援や避難所運営に協力する。

また、地域の情報や住民の意向の収集・把握に努め、議会事務局総務課を通じて災害対策本部等に提供するとともに、必要に応じ県の対応等の情報を地域住民に伝える(参考様式【別紙2】参照)。併せて、ペーパーレス会議システムを使用し、議員や執行部の情報を全議員で共有する。

#### (3) 被災調査等への協力

各議員は、国・関係機関等の視察対応に積極的に関わることとし、特に、被災地域の選出議員は、地域と議会との調整及び市町村との連携に努める。

#### <議員の行動のポイント>

1. まず、自身、家族の安全を確保
2. 自身の安否等について速やかに議員安否確認メール又は SNS・電話等で議会事務局に報告  
⇒【別紙1】参照
3. 地域の被害情報の収集や救助・救援活動を実施し、議会事務局に情報提供  
⇒【別紙2】参照
4. 被災地調査や視察等への積極的な参加・協力
5. 登庁要請があった場合は、安全を確保し水・食料等を持参のうえ登庁
6. 平時から地域の防災情報を把握し、防災訓練等に積極的に参加

#### 4. 議会事務局の対応

「富山県危機管理基本指針」、「富山県地域防災計画」及び「富山県職員防災・危機管理ハンドブック」に基づき、危機管理体制を整備する。

##### (1) 連絡体制の確保

- ・ 事務局長は、事務局職員の緊急連絡網を作成するとともに、災害対策要員を指名する。
- ・ 事務局長は、全議員対象の「議員安否確認メール」(メーリングリスト)を整備する。
- ・ 事務局職員は、災害、緊急事態の際には、チャット(事務局)及び安否確認フォーム(人事課)を利用して自らの安否情報等を連絡する。
- ・ 議事堂内での議員及び事務局職員の災害対応活動を可能とするための最低限の物資を確保する。

##### (2) 初動体制の確立(非常配備・緊急参集基準により参集)

- ・ 事務局職員は、危機情報や議事堂の異常等を把握したときは、事務局長まで速やかに連絡するとともに、防災・危機管理課・管財課・人事課及び関係部局へ情報提供する。
- ・ 事務局長は、災害対策要員を配備するとともに、必要に応じ事務局職員の参集を要請する。ただし、災害対策要員は、県内震度5以上発生時において、原則参集するものとする。
- ・ 事務局長は、災害対策本部等に事務局職員を出席させるとともに、災害対策本部等からの情報を正副議長に報告し必要な指示を受ける。
- ・ 事務局職員は、災害対策本部等からの情報を各議員に伝達するとともに、議員の被災状況を確認し、正副議長及び事務局長に報告する。

##### (3) 班編成及び担当業務

担当(責任者)	内 容
事務局長	総括
事務局次長	総括補佐
総務課(総務課長)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 正副議長及び職員への連絡、情報伝達</li><li>・ メーリングリストによる安否確認等</li><li>・ 執行部との連絡調整及び災害対策本部等への職員の派遣</li><li>・ 議事堂内の安全点検、応急措置</li><li>・ 他の所掌に属さない事務</li></ul>
議事課(議事課長)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 議員(正副議長を除く。)への連絡、情報伝達</li><li>・ 議員からの情報の収集・整理</li><li>・ 本会議、委員会等の対応</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴者等の安否確認、避難誘導</li> </ul>
調査課（調査課長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報等の収集・整理（報道等）</li> <li>・議員からの情報の収集・整理</li> <li>・国等への要望・要請等の調整</li> </ul>
災害対策要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事堂内の安全点検、応急措置</li> <li>・職員及び議員の安否確認及び正副議長・局内への状況報告</li> <li>・防災危機管理課・管財課・人事課との連絡調整</li> <li>・その他（問い合わせ対応等）</li> </ul>

## 5. 訓練等

- ・ 議会は、随時、議事堂内での訓練や「議員安否確認メール」の受送信テストなど、安否報告等の訓練を実施するとともに、訓練の結果や状況の変化に応じて本マニュアルの内容を見直すこととする。
- ・ なお、本マニュアルの運用に必要な事項は、別途、議長が定めることとする。

## 6. 対応例

### （1）本会議又は委員会の会議中に地震が発生した場合（フロー図1、2参照）

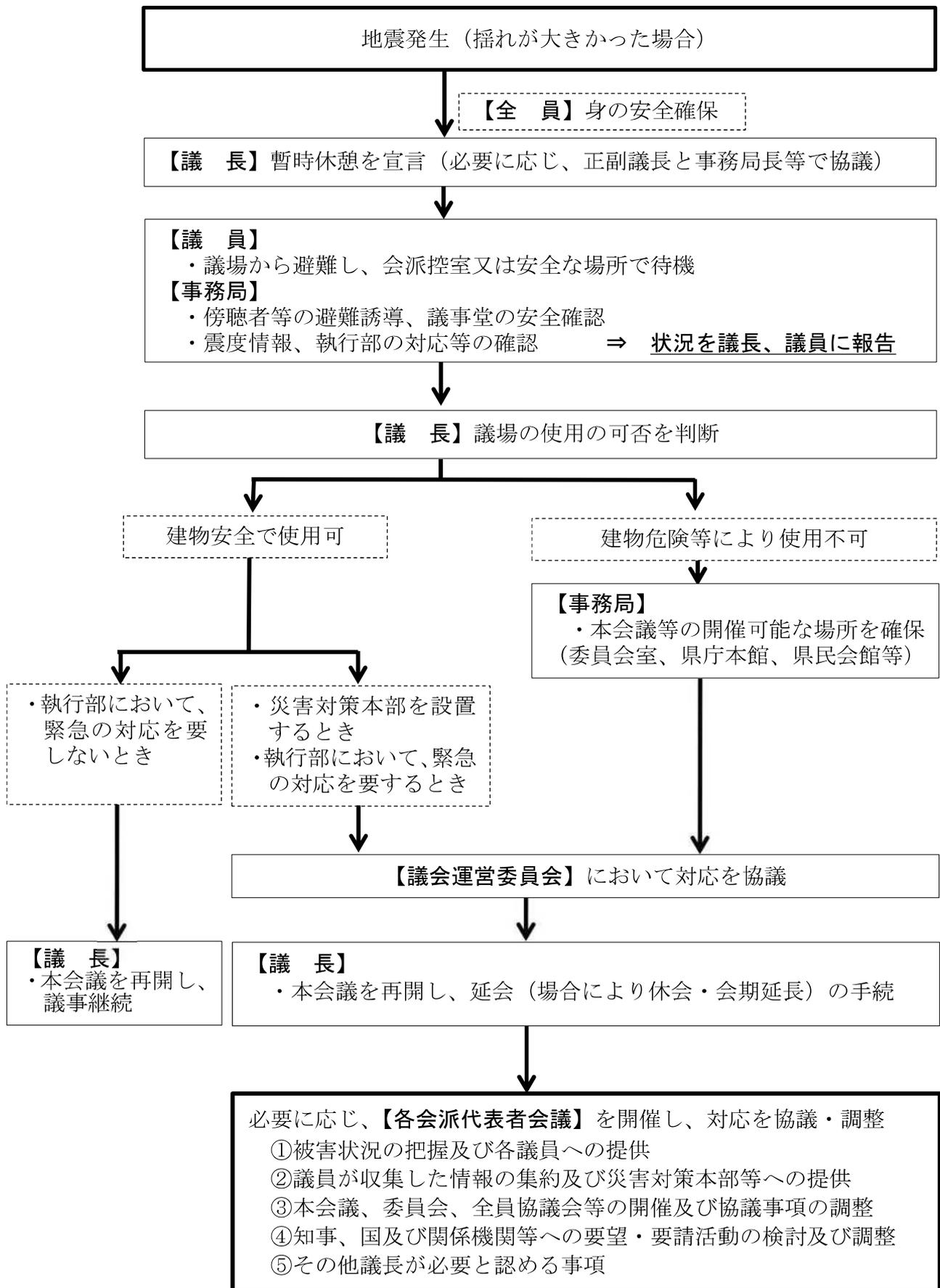
- ・ 議長又は委員長は、会議を暫時休憩等とするなど、議員及び傍聴者等の安全確保を図るものとする。
- ・ 事務局職員は、傍聴者等の安否確認、避難誘導、議事堂内の被害状況の確認等を行うものとする。
- ・ 議長又は委員長は、被害状況等を踏まえて延会等の手続きを行う。

### （2）閉会中・議案調査日に地震が発生した場合（フロー図3参照）

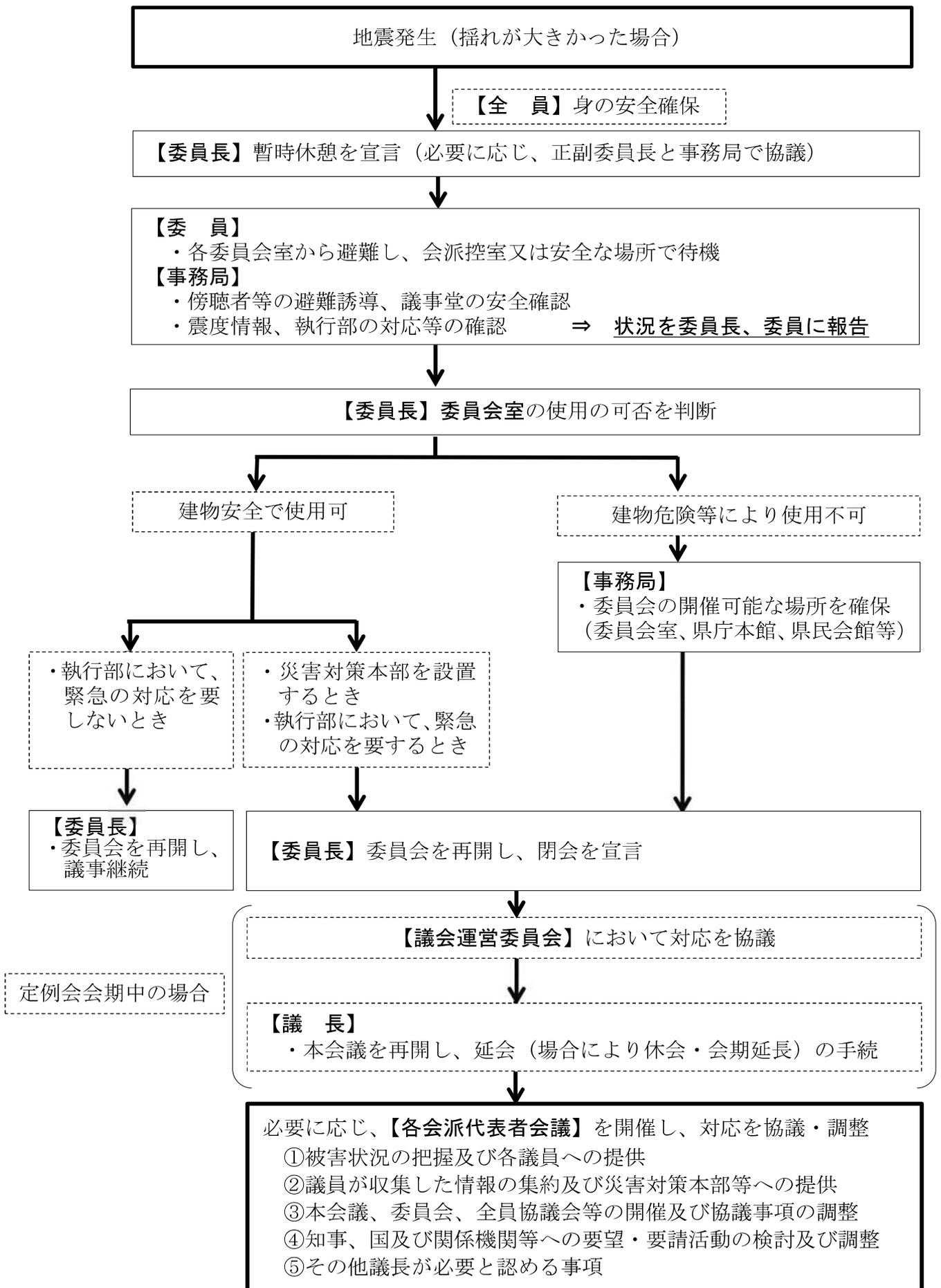
- ・ 議員は議員安否確認メール・SNS・電話を活用して事務局に安否を連絡する。「議員安否確認メール」への返信を含む。）
- ・ 正副議長は、事務局職員を通じて全議員の安否情報を収集し、被害状況を把握するとともに、対応を協議・調整する。

# 地震発生時におけるフロー図

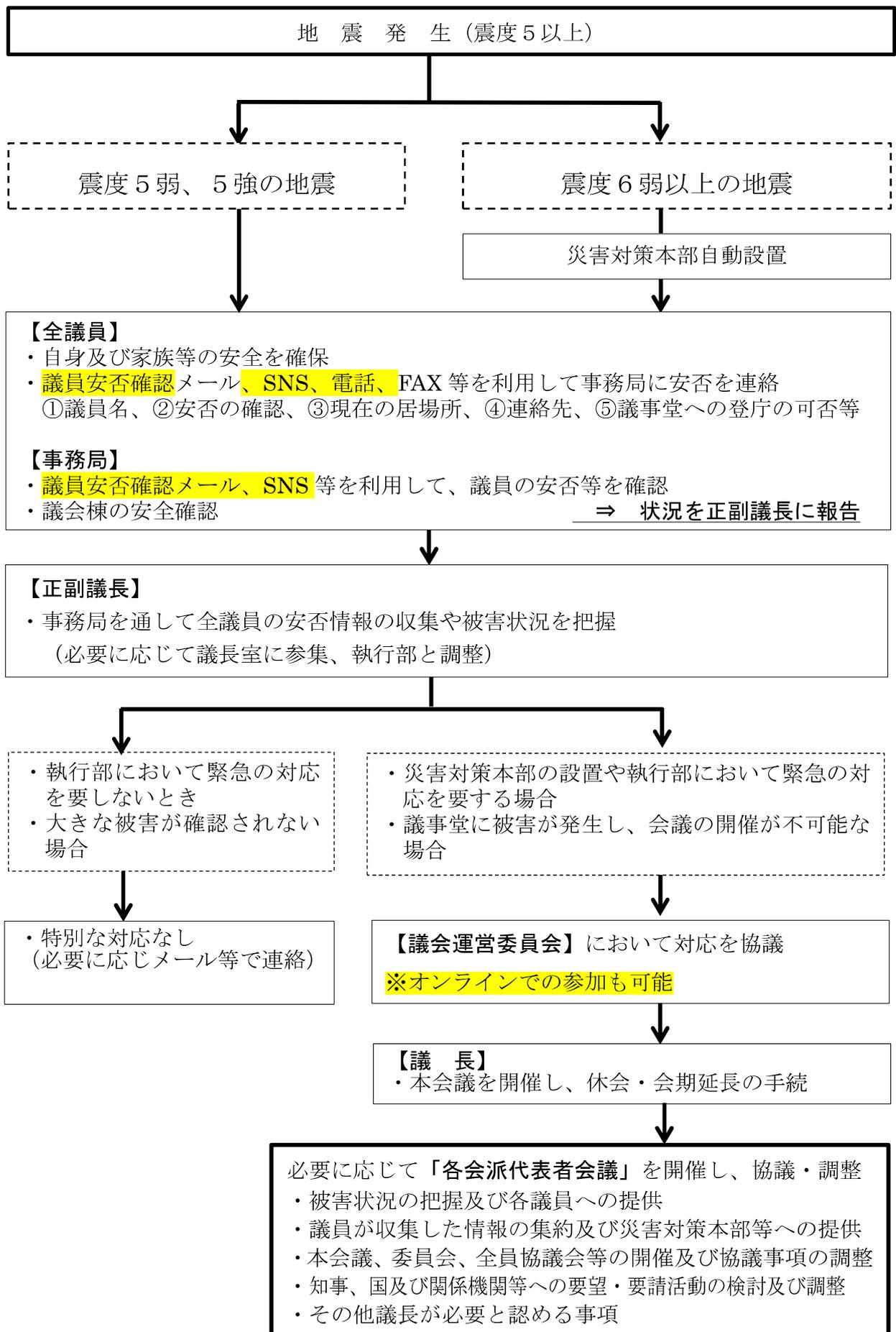
## フロー図 1 本会議開会中



## フロー図2 委員会開催中



### フロー図 3 閉会中・議案調査日



## 危機管理対応に係る連絡複線化の運用について（案）

### 【議員】

#### ○概要

- ・安否確認手段を複線化するため、SNS（LINE等）を用いる場合の運用について検討いただきたいもの。

#### ○運用案

- ・既存のLINEグループ等を活用し、各会派の代表者など（自民は正副議長を想定）から会派内の議員に対し、緊急連絡用の議員安否確認メールへの速やかな返信を働きかけてもらう。

### 【事務局】

- ① チャット（Teams）で事務局職員全員（会計年度任用職員を除く）のグループを作成し、県内震度5以上の地震が発生した場合等に安否確認をする。  
※安否報告は発災時、自主的に行うものとする。  
※災害対策要員は参集可能かどうか報告する。
- ② 会計年度任用職員及び事務局職員でチャット（Teams）を使用できない者は、安否確認フォーム（人事課）により安否報告を行う。
- ③ ①・②の返信を集計し、安否確認が取れない職員は、電話により安否確認を行う。

令和6年12月13日

議会事務局議事課

## 会議規則の一部改正（欠席事由の例示追加等）について

### 1. 改正の概要と対応案

#### <改正理由>

標準都道府県議会会議規則において、家族の看護や配偶者の出産を欠席事由として明文化するなどの改正が行われたことに伴い、本県議会会議規則の所要の改正を行うもの。

#### <改正内容と対応案>

	標準会議規則の改正内容・考え方	対応案
1	欠席事由に「 <u>看護</u> 」を追加	改正済（R2年3月）
2	欠席事由に「 <u>配偶者の出産</u> 」を追加	標準会議規則に準じ改正
3	本会議の秘密会開催の際、傍聴人等に退去してもらう場 所として、議場に加え傍聴席を追加 ※議場には傍聴席を含まないと解されているため	標準会議規則に準じ改正

### 2. 会議規則の改正案

現 行	改正案
第1条 略 （欠席の届出） 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 略 第3条～第100条 略 （指定者以外の退場） 第101条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。 2 略	第1条 略 （欠席の届出） 第2条 議員は、公務、疾病、出産（ <u>配偶者の出産を含む。</u> ）、育児、家族の看護又は介護その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 略 第3条～第100条 略 （指定者以外の退場） 第101条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場 <u>及び傍聴席</u> の外に退去させなければならない。 2 略

### 3. 今後の予定

議会運営委員会で取扱いを協議のうえ、2月定例会に議員提案

令和 6 年 12 月 13 日  
議会事務局議事課

## 改正標準傍聴規則への対応方針案について

標準都道府県議会傍聴規則の改正に伴い、本県議会における対応を検討するもの。

### 1 標準都道府県議会傍聴規則の改正（令和 6 年 10 月 24 日）

住民の傍聴を促進し開かれた議会をさらに推進するとともに、社会情勢の変化に対応する観点から、会議の秩序保持を念頭に置きつつ、規定を改めた。

#### (1) 「傍聴席に入ることができない者」の内容整理（標準第 12 条）

##### ・携帯・着用禁止に係る規定の整理統合

⇒ 禁止物の具体的例示は一部残しつつ、包括的な規定とした

<ul style="list-style-type: none"> <li>次のおそれがある物 ＝携帯・着用禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人に危害を与える（銃器、棒 その他）</li> <li>威勢を示すために使用される（ビラ、幕、たすき その他）</li> <li>その他会議の妨害又は傍聴の妨害</li> </ul>
--	--

##### ・児童・乳幼児の傍聴制限（議長の許可を要する）規定の削除

#### (2) 「傍聴人の守るべき事項」の内容整理（標準第 13 条）

##### ・「談論」、「放歌」など一般的に使用されていない文言の見直し

##### ・帽子、外とう、えり巻等の着用規定の削除

⇒ 禁止行為の具体的例示は一部残しつつ、包括的な規定とした

<ul style="list-style-type: none"> <li>静粛にする</li> <li>禁止行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>言論に対して公然と可否を表明（拍手 その他の方法）</li> <li>威勢を示す</li> <li>その他会議の妨害又は傍聴の妨害</li> </ul>
---	---

##### ・携帯電話端末等の機器の持込に関する規定の整備

（音を発しないよう規定）

### 2 富山県議会傍聴規則における対応

（案）上記に準じた改正を行う。（別添 新旧対照表のとおり）

なお、本県議会の独自に規定していた文言は、今回の改正趣旨に反しないものは現行どおりとする。 ※児童・乳幼児の傍聴制限規定は現行も無し

### 3 富山県議会傍聴規則の改正スケジュール（予定）

月 日	内 容	
12月13日	議会改革推進会議	改正方針の決定
1月下旬	議会運営委員会	改正案の確認
2月中旬まで	議長決裁、公布（県報搭載）	公布の日をもって施行
	周知等	議会HP掲載、傍聴席入口の掲示修正
2月下旬	2月定例会開会	

# 標準都道府県議会傍聴規則改正案（第12条・第13条）の全体像

現行規定		改正案
(傍聴席に入ることができない者) 第十二条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。		(傍聴席に入ることができない者) 第十二条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
一 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者	整理統合	一 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
二 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者	整理統合	二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者	整理統合	三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者【新設】
四 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第十四条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。	整理統合	四 酒気を帯びていると認められる者
五 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者	整理統合	五 その他会議を妨害することが明らかであると認められる者
六 下駄、木製サンダルの類を履いている者	整理統合	
七 酒気を帯びていると認められる者	整理統合	
八 異様な服装をしている者	整理統合	
九 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者	整理統合	
2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第五号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。		2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第三号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
3 (略)		3 (略)
4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。【削除】		
(傍聴人の守るべき事項) 第十三条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。		(傍聴人の守るべき事項) 第十三条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
一 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。	整理統合	一 静粛にすること。
二 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。	整理統合	二 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。	整理統合	三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。【新設】
四 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。	整理統合	四 飲食又は喫煙をしないこと。
五 飲食又は喫煙をしないこと。	整理統合	五 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。
六 みだりに席を離れないこと。	整理統合	
七 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。	整理統合	
八 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。	整理統合	

改正標準傍聴規則と県議会傍聴規則との比較及び対応方針案（新旧対照表）

標準傍聴規則		富山県議会傍聴規則	※規定中の網掛けは県独自規定
改正前	改正後	現行	対応方針案
<p><b>(傍聴席に入ることができない者)</b> 第十二条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>一 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</p> <p>二 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</p> <p>四 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第十四条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。</p>	<p><b>(傍聴席に入ることができない者)</b> 第十二条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>一 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</p> <p>二 <u>ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>三 <u>前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p><b>(傍聴席に入ることができない者)</b> 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>凶器等</u>人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</p> <p>(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(規定なし)</p> <p>(3) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機又は<u>双眼鏡の類</u>を携帯している者。ただし、<u>県政記者クラブ</u>に加盟している法人等及び第9条第1項の規定により、撮影し、又</p>	<p><b>(傍聴席に入ることができない者)</b> 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>凶器等</u>人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</p> <p><b>例示の「凶器等（標準：銃器、棒）」は現行どおり</b></p> <p>(2) <u>ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(3) <u>前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</u></p> <p>(削る)</p>

標準傍聴規則		富山県議会傍聴規則 ※規定中の網掛けは県独自規定	
改正前	改正後	現行	対応方針案
<p>五 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</p> <p>六 下駄、木製サンダルの類を履いている者</p> <p>七 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>八 異様な服装をしている者</p> <p>九 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>四 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(削る)</p> <p>五 その他会議を妨害することが明らかであると認められる者</p>	<p>は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。</p> <p>(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</p> <p>(5) 傘を携帯し、又はげた、木製サンダルの類を履いている者</p> <p>(6) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(7) 異様な服装をしている者</p> <p>(8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(4) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(削る)</p> <p>(5) その他会議を妨害することが明らかであると認められる者</p>
<p>2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第五号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。</p>	<p>2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第三号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</p>	<p>2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。</p>	<p>2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして前項第1号から第三号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。</p>
<p>3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</p>	<p>3 同左</p>	<p>3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を拒むことができる。</p>	<p>3 同左</p>
<p>4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>(削る)</p>	<p>(規定なし)</p>	

標準傍聴規則		富山県議会傍聴規則 ※規定中の網掛けは県独自規定	
改正前	改正後	現行	対応方針案
<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第十三条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>二 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を<u>表明</u>しないこと。</p> <p>二 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</p> <p>三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。</p> <p>四 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>五 飲食又は喫煙をしないこと。</p>	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第十三条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、<u>                    </u>次の事項を守らなければならない。</p> <p>二 <u>静粛にすること。</u></p> <p>二 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を<u>表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない</u>こと。</p> <p>(削る)</p> <p>三 <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>四 飲食又は喫煙をしないこと。</p>	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席に<u>いる</u>ときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を<u>表明</u>しないこと。</p> <p>(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</p> <p>(3) <u>鉢巻、腕章、リボンの類を着用して示威的行為をしない</u>こと。</p> <p>(4) 帽子、外とう、<u>襟巻</u>の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 飲食又は喫煙をしないこと。</p>	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席にいるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>静粛にすること。</u></p> <p>(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を<u>表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない</u>こと。</p> <p>(削る)</p> <p>(3) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(4) 飲食又は喫煙をしないこと。</p>

標準傍聴規則		富山県議会傍聴規則 ※規定中の網掛けは県独自規定	
改正前	改正後	現行	対応方針案
六 <u>みだりに席を離れないこと。</u>	(削る)	(6) <u>みだりに席を離れ、又は不体裁な行為若しくは他人の迷惑となる行為をしないこと。</u>	(削る)
七 <u>不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。</u>	(削る)		
八 <u>その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</u>	五 <u>その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。</u>	(7) <u>その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</u>	(5) <u>その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。</u>

令和6年12月13日  
議会事務局議事課

## オンライン委員会の検証実施について(結果報告)

令和4年度末に規定整備した「オンライン委員会」を円滑に開会するため、各委員会室における通信環境や運営上の課題を検証するもの。

〔 令和5年度 議会運営委員会にて実施  
オンライン出席2名（休憩後は委員会室に出席） 〕

### 1 令和6年度実施内容

令和6年11月25日（水） 地方創生産業委員会（第3委員会室）

午前9時58分開会から午前11時56分閉会まで、118分



- ・出席委員等  
委員7名、説明員32名  
→うちオンライン出席  
委員1名（議員事務所から）
- ・傍聴者等 一般傍聴者なし、マスコミあり
- ・使用機器等
  - ・ディスプレイ：1台
  - ・360度Webカメラ：1台
  - ・タブレットPC：3台  
（映像管理、音声管理、ホスト）
  - ・マイク・スピーカー：一式

### 2 成果と課題

【成果】・映像と音声の通信が概ね円滑に行われ、支障なく議事進行ができた。

- ・オンライン出席者用、事務局用の手順書を更新

【課題】・オンライン出席委員の感想

- …① 答弁者の反応や表情がわかりにくい
- ② マイクの位置により執行部の声が聞きとりにくいことがあった

- ・タブレットPCの電力消費が大きく、充電しながらの利用が必須  
⇒会場によっては電源が足りないケースが考えられる。
- ・録画配信用映像におけるオンライン出席委員発言時の画面構成

### 3 今後の予定

- ・第3委員会室における機器設置手順書を整備
- ・令和7年度も常任委員会において、上記課題を踏まえ、検証を実施（これまで未実施の委員会室において行う）